

京都府「教師力養成講座」第17期生募集要項

令和5年10月
京都府教育委員会

1 目的

教育に対する情熱を有し、教職を強く志す者に対して、京都府の優れた実践を学ぶ場を提供し、大学で身に付けた専門的知識の具体化を図ることにより、教育実践力を養成し、将来の京都府の教育を担う人材を育成することを目的として、京都府「教師力養成講座」を実施します。

2 講座内容

(1) 「夢・未来」講座

学級経営、児童生徒理解、教育課題等、各分野に関し学校現場での実践に基づいた特別講義を実施します。

(2) 教育実践演習

学校現場で専任の指導教員のもと、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等教育活動に関する演習を実施します。

3 実施期間

令和6年2月から同年5月まで

なお、令和6年2月2日（金）午後4時30分から開講式を実施します。

4 志望区分

(1) 小学校教員志望者

(2) 中学校教員志望者（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））

(3) 高等学校教員志望者（国語、地理歴史・公民、数学、理科、外国語（英語））

(4) 特別支援学校教員志望者

※ 小学校には、義務教育学校の前期課程を、中学校には、義務教育学校の後期課程を含みます。

5 出願資格

次の(1)～(6)までのすべての資格要件を満たす、大学3回生、大学院1回生又はそれに相当する方

(1) 京都府の公立学校（京都市立学校を除く。）の教員を強く志望しており、令和7年度京都府公立学校教員採用選考試験を第1志望で受験すること。

(2) 次のいずれかを満たす方

ア 京都府の教員養成サポートセミナーを修了（見込み）した方

イ 大学における教職インターンシッププログラムを修了（見込み）した方（校種は問わないが、志望区分と同一校種であることが望ましい。）

ウ 令和5年4月から出願時までの間に6日以上为学校ボランティア経験を有する方（校種は問わないが、志望区分と同一校種であることが望ましい。学習支援員等として任用され勤務した期間、京都府「はんなり」教員養成プログラム活動期間も含む。）

(3) 「夢・未来」講座（期間中月4回程度、主に水曜日午後6時30分～同8時30分に実施）に原則として全て参加できること。併せて、教育実践演習を期間中20日以上行えること。

(4) 過去に京都府「教師力養成講座」を受講していないこと。

(5) 志望区分における校種・教科の普通免許状を有する者又は令和6年度中に取得見込みであること。（特別支援学校教員志望者は、特別支援学校教諭の普通免許状及び幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの校種の普通免許状とする。）

(6) 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条（欠格事由）に該当しないこと。

6 募集人数

90名程度

7 出願手続

(1) 出願書類

ア 志願書

イ 所属大学の成績証明書

ウ ボランティア等活動実績書（5(2)の資格がボランティア経験による場合）

(2) 出願方法 在籍する大学又は大学院を通して上の書類を提出してください。

(3) 受付期間 令和5年11月8日（水）まで（必着）

(4) 問合せ及び願書提出先

〒602-8570 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育庁管理部教職員人事課 京都府「教師力養成講座」事務局 (TEL 075-414-5784)

8 選考方法等

筆記・面接試験（志願者全員受験）及び書類審査により選考し、結果は本人及び大学に郵送で通知します。また、合格発表日の午前10時以降に京都府「教師力養成講座」ホームページに掲載します。

(1) 選考方法

ア 筆記試験 小論文（50分間 教育に関する内容について）

イ 面接試験 個人面接

ウ 書類審査 成績証明書

(2) 選考日等

ア 筆記試験 日時：令和5年11月23日（木）午前10時集合（午前9時45分受付開始）

午前11時15分終了

場所：京都府庁第3号館 地下1階 第3～5会議室

イ 面接試験 日時：令和5年12月4日（月）から14日（木）のうち、筆記試験時に指定する時間

場所：筆記試験時に指定

ウ 合格発表 日時：令和6年1月12日（金）

(3) その他

筆記試験当日に受験票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）及び時計を持参の上、試験会場に集合してください。

受験票は、11月中旬に志願書の現住所等欄に記載の住所に郵送します。令和5年11月17日（金）までに受験票が届かない場合は、7(4)の問合せ先に確認してください。

9 教員採用選考試験

当該講座を良好な成績で修了し、さらに在籍する大学又は大学院から推薦があった場合は、令和7年度京都府公立学校教員採用選考試験において該当の校種・教科における「京都府『教師力養成講座』修了生に係る大学推薦特別選考」の対象者となります。

10 受講資格の取消し

次の(1)又は(2)に該当する場合は、受講生としての資格を取り消すことがあります。

(1) 「5 出願資格」に該当しなくなった場合

(2) 受講生としての適格性を欠くと教職員人事課長が判断した場合